大宰府の出土文字資料

九州歴史資料館学芸調査室 参事補佐・学芸員 酒井 芳司

はじめに

- ・さまざまな出土文字資料…木簡、墨書土器、刻書土器、漆紙文書etc.
- ・木簡は、全国の 1028 遺跡から 37 万点以上が出土 (2019 年現在)。 ・ 本簡は、全国の 1028 遺跡から 37 万点以上が出土 (2019 年現在)。 ・ 飛鳥、藤原宮・ * 京跡、 * 平城宮・ 京跡、 長岡宮・ 京跡で計 21 万 2000 点余りが出土。 ・ 九州全体では 4000 点余りが出土 (古代に限ると 1600 点余り)。

大宰府史跡では1970年に第4次調査で第1号木簡が出土して以来、1300点余が出土。このうち113点が大宰府の日常の政務の実態を解明する上で極めて有用であるとの理由により、令和元年7月23日に「大宰府跡出土木簡」として、国の重要文化財に指定された。

- ・6世紀半ばから現代まで使われ続けている。
- ・墨書土器・刻書土器は、明治大学古代学研究所の全国墨書土器・刻書土器、文字瓦横断 検索データベース (https://bokusho-db.mind.meiji.ac.jp/) の登録件数によると、13 万7901件(2023年8月31日現在)。
- ・九州出土文字資料は、柴田博子氏が2006年9月に木簡学会九州特別研究集会で総括的な報告(「西海道の古代出土文字資料」『木簡研究』29、2007年)がされて以後も出土が増加しているが、全体的な出土傾向は、柴田氏の評価とあまり変わっていない。

木簡をはじめとする出土文字資料は、大宰府を中心として筑前国に集中し、墨書土器は8世紀前半に九州北部で墨書が出現するが、九州中部では8世紀半ばまでは箆書・線刻がみられるにとどまる。8世紀後半に九州中部でも墨書が確認されるようになり、九州南部ではごくわずかの出土がみられる。9世紀には豊前国・筑前国・肥前国で墨書土器が減少し、九州中部では墨書土器は、肥後国を中心に8世紀末から9世紀に盛行し、九州南部でも9世紀代に増加し、10世紀前半までが盛行期で、10世紀後半に衰退する。

大宰府跡周辺は、10世紀以降も墨書土器が継続して出土し、11~14世紀代にみられる輸入陶磁器の墨書に続いて行く。九州南部での9世紀代の盛行は、地元の勢力に加えて、前司浪人や大宰府官系の階層による、活発な開発・経営活動が想定される。

1. 木簡とは何か

- ・中国では「麓[]。簡…竹製のふだ→竹籠、牘・札…木製のふだ→木[]。 日本と韓国では「木簡」。藤井東一「拂田柵」(『秋田考古会会誌』2-4、1930 年)が使用。
- ・木簡とは?→①文字を書くために加工したふだ ②文字が書かれた木製品 ※日本の木簡学においては、木に文字を書くという行為そのものの歴史的意義を研究するため、様々な資料をカバーできるように、やや曖昧な定義となっている。
 - ※奈良の正倉院に伝来したもの以外は、すべて発掘調査による出土資料。

2. 木簡のルーツ

・日常的な書写材料として、中国の秦・漢時代に竹簡・木牘(木簡)が使用される。

- ・105年ごろ、後漢の蒸倫が紙を発明したとされる。魏晋南北朝時代以後、紙と竹簡・木簡の併用時代。
- ・韓半島では6世紀から木簡が使用される。27遺跡で825点出土 (2017年現在)。
- ・倭国(日本)では6世紀半ばからか?

『日本書紀』欽明天皇 30 年 (569) 正月辛卯条・4 月条 (原漢文。以下、同じ)

春正月の一発・卯の一朔・に、本語のして、「由部を設置してから長いことたち、年齢が十余歳になっているのに「籍」に記載されず、課役を免れている者が多い。胆津 [胆津は主流 爾の甥である]を遣わして白猪 由部(白猪 屯倉の田部)の「丁 籍」(課役対象となる男子を記した籍)を調査し確定させよ」と言われた。 夏四月に胆津は白猪田部の丁を検閲し、詔に従って籍をつくり、 由戸を編成した。そこで天皇は胆津の籍を定めた功をほめ、姓を賜って白猪・史とし、田令に任じて(葛城山田直)瑞子の副官とした [瑞子は上文に見えている]。

- ※「ふみた」=「ふだ」→この頃の戸籍は木簡であった。
- ※これまで木簡の出土は、新羅・高句麗地域が多かったが、近年、百済地域でも増加。 百済の王都扶余の双北里遺跡出土木簡に「<那尓波連公」があり、火葦北 国 造 刑部 戦部阿利斯登の子で百済の官位 16 階中第 2 位「達率」となった百羅(『日本書紀』敏 達天皇 12 年[583] 7 月丁酉朔条、同年是歳条)のように倭系の百済官人も存在した。 欽明朝以降、倭国の軍事支援の見返りとして、百済から僧、易博士、「暦"博士、「医 博士、五"経博士、採薬師、、築、人などが交替して派遣されており(『日本書紀』欽 明天皇 15 年[554] 2 月条)、6 世紀代は百済からの先進的文物の導入が集中する。
- ※最古の木簡は奈良県明日香村の山田寺跡出土木簡(630年代)など。以後、増加。
- →渡来人によって支配システム全体を構成するツールの一つとしてもたらされ、律令制 の整備とともに広く使われるようになった。

3. 墨書土器·刻書土器

- ・墨書土器は、土師器や須恵器に墨で文字を書いたもの。刻書土器は、土師器や須恵器に 文字を刻んだものだが、焼成前の粘土の段階で刻んだ箆書土器と、焼成後に刻んだ鉛書土 器に分かれる。
- ・都城出土墨書土器は、文字記載位置から機能が以下のように考えられている(異淳一郎「都城出土墨書土器の性格」『古代官衙・集落と墨書土器―墨書土器の機能と性格をめぐって―』奈良文化財研究所、2003年)。①まず、蓋の外面に書かれたものは、土器を正位置に置いた場合に読み取ることができるので、他に対する伝達の意思が明らかであり、所有・帰属表示、用途、内容物などを表す。②次に、坏や皿の底部外面に書かれたものは、正位置では見えないので、食膳の場では意味をなさず、食器を分配する役所が配布先を示すものである。③さらに、器の内面に記すものは、土器の機能を放棄し、習書や硯など他の用途に転用されたものとなる。
- ・大宰府政庁跡および政庁周辺官衙跡、観世音寺から出土した墨書土器・刻書土器の文字が書かれている位置を見ると、土師器と須恵器とを問わず、坏、皿であれば底部外面が多く、蓋であれば外天井部が多い。これは、①と②の役割を持った資料が多いことを示す。出土した遺構と合わせて詳しく検討する必要があるが、土器に書かれている人や役所、寺院名などは帰属先を意味し、一応は近傍に帰属先が存在した可能性を示す。

- ・全国墨書土器・刻書土器、文字瓦横断検索データベースによると、大宰府政庁跡および 政庁周辺官衙跡、観世音寺から出土した資料は302件、大宰府条坊跡から出土した資料 は127件ほどが報告されている(未報告資料も多いので、実数はより多い)。
- ・全国墨書土器・刻書土器、文字瓦横断検索データベースによると、筑前国 1220 件、筑後 国 378 件、豊前国 238 件、豊後国 162 件、肥前国 548 件、肥後国 423 件、日向国 680 件、 薩摩国 1223 件、大隅国 921 件である。九州南部が多いが、時代が下り、文字数の少ない 資料が多いので、8 世紀の人名や役所名が多い大宰府周辺とは様相が異なる。

4. 大宰府出土文字資料の調査研究

1)大宰府とは

・成立期から大宰少弐武藤氏の時代も含めると、7世紀から 14世紀にかけて、中央政府の命令を受けて、①国防、②外交、③西海道と呼ばれた九州地方の九国三嶋の統治を管轄した最大の地方管衞(役所)。

2)大宰府出土木簡の概要

・古代の大宰府における日常の事務処理に使用した文書・帳簿、役人の手習い、九州地方 各地から大宰府に納められた税の荷札、中世の観世音寺と予院(末寺)における信仰に 関わる卒塔婆、柿経、呪符、お守り札、寄進された銭の荷札、近世の戒壇院に関わる荷 札、位牌、納豆容器の蓋、現代の巡礼札など。

3)木簡からみた大宰府と西海道・中央政府との関係

- ・大宰府政庁跡南西に隣接する不丁地区の官衙跡の東端を限る南北溝 SD2340 (8 世紀初め 前後~8 世紀中頃) から 186 点の木簡が出土 (うち 70 点が行札)。
- ・大宰府史跡出土の付札

付札──★荷紅·······物品を送る側が作成し、送付する物品に取り付けたもの。 ★整理用付札···物品を受け取った側が作成し、保管中の物品に取り付けたもの。 ※物品を受け取る側で検品する際か、物品を使用する際に、取り外して廃棄される。

・付札にみえる地名

福岡県…筑前国怡土郡(糸島郡)、糟屋郡・滓屋郡、岡郡・岡賀郡(遠賀郡)、加麻郡(嘉 麻郡)、夜須郡

筑後国三井郡

豊前国京都郡

大分県…豊後国大野郡、海部郡、大分郡

佐賀県・長崎県…肥前 国松浦郡

熊本県…肥後国合志郡、飽田郡、宅麻郡・託麻郡(?)、山鹿郡

鹿児島県…大隅国桑原郡、大隅郡

薩摩国頴娃郡、麑嶋郡 (鹿児島郡)

腌美嶋(奄美大島)、伊藍嶋(沖永良部島?)

・付札にみえる物品名

紫草…怡土郡、糟屋郡、岡郡・岡賀郡、海部郡、合志郡、託麻郡(?)、山鹿郡 苦…夜須郡 鱸…松浦郡 黒葛…大野郡 庸来…三井郡 枯根…薩摩国 黒米…糟屋郡 真綿…飽田郡 乾年魚…?

- ・付札の形・加工のあり方と地名
 - (1) 大きさ (2) 書式 (3) 筆跡 (4) 切り込みの形 (5) 上端部・下端部の整え方
 - ①筑前国内の郡名がある付札の書式は、「郡名+物品名+量」という構成のものが多く、 大きさも近いものが多い。
 - ②①の点にもかかわらず、糟屋郡の紫草の付札は、筆跡の類似、切り込みの形、上端から切り込みまでの長さが短いといった共通性がある。

怡土郡の紫草の付札は、切り込みの形や上端をとがらせる点に共通性がある。

加麻郡は、下端をややとがらせるという独自の調整を行っている。

岡賀郡は、他郡の紫草の付札と共通した書式のほか、「・岡郡全・一編_{+根}」という独自の書式でも作る。ただし、上端をとがらせる怡土郡の付札と共通した特徴を持つものも2点ある。

夜須郡の付札は、裏面に別筆で調(特産物を納める税)を徴税する郡の責任者の調長 大神部道祖が署名しており、付札そのものの作成主体が郡ではない可能性がある。

- →<u>筑前国は、大きさや書式の統一に規制がかかりつつも、付札の作り方の細部においてはおおむね郡ごとに特徴があり、郡の役人が作成に関わっている。ただし、作成に際しては、郡の役所において、大宰府が指導して作成させた可能性の他に、大宰府への</u>納入の時にあらかじめ大宰府が用意した付札に郡の役人が書いた可能性も留保される。
- ③豊後国・肥後国・薩摩国の郡名がある付札は、書式が一定しておらず、物品名や数量が書かれていないものが多い。大きさも多様。

肥後国合志郡・山鹿郡のように同一の郡でも様々な形と大きさがある。

- →<u>豊後国・肥後国・薩摩国の郡名がある付札は、付札の作成にあたった郡、または郡以</u> 下のレベルの役人の個性が際立ち、国ごとの規制は働いていない。
- ④大隅国の郡名がある付札や南島(掩美嶋・伊藍嶋)の付札は、大きさ、切り込みの形と 位置、上端部の整え方などに共通性がある。
- →大隅国の郡名がある付札や南島の付札の作成には、郡や郡の役人、南島の人びとでは なく、大隅国や大宰府が関わっている可能性がある。
- ◎付札は、それぞれの郡が主体となって作成したものが多く、郡が税の納入に責任を持った。これらの付札は、整理用付札ではなく、荷札である。
- ◎筑前国の荷札は、大宰府が筑前国司を兼ねていたため、書式や大きさに大宰府の統制が行き渡り、規格に統一性がみられる。
- ◎九州の中でも成立が遅れた大隅国(713年成立)や南島などの物品には、地元で荷札は付けられておらず、大隅国や大宰府が付札を取り付けた可能性がある。
- ・都に行った大宰府作成の木簡
 - ◎奈良の平城宮・京跡などの都でみつかる九州から送られて来た荷札は、国や郡が違っても、樹種、切り込みの形、書式に統一性があり、大宰府が作成して取り付けたもの。
 - ◎真綿の荷札は、梱包を解かないまま、大宰府の蔵に蓄積されていた真綿に付いていた 九州の諸国作成の旧荷札の内容を転記して、大宰府が作成。
 - ◎紫草の根も大宰府で染料や染物に加工。「筑紫大宰進上」で始まる統一した書式の荷札を大宰府が作成。都に送る予定の紫草を大宰府で使用する必要が生じた場合は、大宰府の判断で消費することもありえた。
 - ◎九州では、諸国の調や庸などの税は第一義的には大宰府に納められる。それをどのよ

うに運用して、中央政府の需要に応えるかは、大宰府の裁量。九州以外の地域の諸国 は、規定どおりに調や庸を徴収し、中央政府に送付する。

4) 木簡からみた大宰府の軍事制度

- ・軍団…国ごとに複数設置。正丁から徴発された兵士からなる。一つで1,000人。
- ・編成… 筆羲 (大羲・少羲) 兵士 1,000 人—校尉 (5名) 200 人—旅師 (10名) 100 人— 隊 定 (20名) 50 人—隊 佐 (200) 5 人
- ◎兵士は、弓・征箭・胡籙・大力・砥石・飯袋・水桶・脛巾・鞋などを自備(費用を負担)。軍毅には、部内の散位(『令義解』では内外六位以下)、つまり地域の豪族を任命。
- ・軍団数は、筑前 4 (4,000 人)、筑後 3 (3,000 人)、豊前 2 (2,000 人)、豊後 2 (1,600 人)、肥前 3 (2,500 人)、肥後 4 (4000 人)、日向 1 (500 人)。総数 19 軍団 (17,600 人)。
- ・筑前では、軍団印や木簡から、御笠団と遠賀団の存在が知られる。
- ・御笠団印…1927年4月8日、現在の太宰府市坂本3丁目の桑畑より出土。
- ・遠賀団印…1899 年春、現在の太宰府市観世音寺 3 丁目の水城小学校内より出土。
- ·大宰府政庁跡 SK514 出土 45 号木簡 御笠団生部羊× 6091 型式
- ◎大宰府常備軍の存在
- ·大宰府史跡第85次調査不丁地区SD2340出土1号木簡

「 □ □二人 兵士□三人

兵士合五十九人
 定役五十四
 筑後兵士廿三

•「天平六年四月廿一日

- 270・40・4 6011 型式
- ・大宰府史跡第90次調査不丁地区SD2340出土1号木簡
 - ・「三団兵士轆轤役宗形マ刀良日下マ赤猪」
 - _____
- ・「□二人 [」 228・36·9 6011 型式
- ◎大宰府管内の西海道諸国の軍団兵士が交替して大宰府に上番し、大宰府常備軍として、 大宰府の指揮下に置かれ、大宰府や水城・大野城などの警備などにあたっていた。
- ・大宰府政庁跡 SK514 出土 44 号木簡 「隊広成」「五十」「遠賀」「身× 宜此状知早速限今日」などの習書 6091 型式
- · 同 46 号木簡

×百長 6091 型式

- ・遠賀団が警備する門が固定されていた可能性がある。 『延喜五年観世音寺資財帳』山章、御笠郡大野城山壱処の四至 「従寺以北限大野南牖辺遠賀門下道」
- ◎大宰府政庁で軍団(遠賀団)に関する事務が取り扱われていた。遠賀団印と御笠団印の出土、大宰府常備軍は諸国軍団からの兵士上番によって構成。→諸国軍団の出先も存在?または、大野城の警備は主に遠賀団と御笠団が担当?

5)大宰府と地方豪族との結び付き

・大宰府が処理する膨大な日常政務は、九州各地の地方豪族の子弟が下級の書記官(書生) として出仕して支えていた。地方豪族の子弟は、大宰府で役人としての実績を積み、や がて、大宰府の推挙で、父祖の地位を継いで地元の都司となり、大宰府による西海道の 統治を支えた。7世紀から、大宰府の前身、筑紫大。宰や筑紫総領は地方豪族を直接に 支配しており、8世紀以降も、大宰府は地方豪族が任命される郡司を銓擬する権限を掌握 した。なお、西海道以外の地域では、国府が郡司候補者を中央政府に推薦し、中央の式部 省における試練を経て任命された。

『続日本紀』大宝2年(702)3月丁酉条(原漢文)

大宰府が、所管の国の国司の豫 (三等官)以下の者と郡司らを、自ら選考することを許可した。

大宰府史跡第 85 次調査不 丁 地区 SD2340 出土 19 号木簡

- □遠賀郡子弟名
 - □料受□師伊福マ□□
 - □受使マ他田舎千依
 - 受 使 部三家連安

瓦工

受 吴マ広野

廿二 宿奈 ※表面は横材。

・四月三日休□花百廿把 (58)・(243)・4 081 型式

『類聚三代格』巻第7、郡司事、天長2年(825)8月14日付太政管符(原漢文) 太政官符す

まさに直角の書生を権りに都司に任ずべき事

右、大宰府の解を得るにいはく「府は九国二嶋を総管する所にして、政迹の体は、内外相兼ね、雑務出納、色に触れて紛繁なり。監・典ら、早朝に衙に就き、午後は分かれ行ふ。事多くして人少なく、わづかに大略を検するのみ。ただ、事に就いては書生のみ、細砕に弁ずることを得る。これにより、承前、書生を選択し、所ごとに充て配し、永く置きて替へず。経接を得ることを求めて、名を郡司に繋けて、その勤草を尽くさしむ。しかるに太政官の去る弘仁三年(812)八月四日の符によるに『郡司の選はもっぱら国定』によれ』とす。書生ら競いて本国に就き、府に留むる心なし。捉搦を加ふといへども、免れて恥なし。弘仁七年以来の雑公文、今に至りていまだ進めざるは、もととしてこれによる。望み請ふらくは、直府の書生、その才に随ひて、権りに主意展以上に任じ、惣数は十人を過ぐることなく、名を郡司に繋げ身を府の衙に留め、継譜の慶びをもって、奔躁の心を粛せん」てへり。右大臣管すらく「ず動"を を るに『請ふによれ』」。

天長二年八月十四日

◎大宰府は、国府を通じてとともに、直接に郡司(地方豪族)を支配していた。それは、 九州が九国三島に分割され、中央から国司が派遣される以前から、筑紫大宰や筑紫総 領が九州の地方豪族を掌握していたことを背景とする。

5. 出土文字資料からみた大宰府の官司

1) 出土文字資料からみた大宰府政庁

・政庁跡の発掘調査では、地表に残る礎石群が、天慶 4 年 (941) の藤原純友の乱による焼き討ち後に再建された第Ⅲ期の建物のものであること、下層に 8 世紀前半に遡る第Ⅱ期

の建物、さらに下層に7世紀後半に遡る第1期の建物の存在が明らかにされた。

第 I 期はいずれも掘立柱構造の建物で、第 II 期は礎石建ちの瓦葺き建物へと様変わりする。建物配置も左右対称を基本とし、正殿や後殿、中門、南門が中軸線上に並ぶ。正殿と東西 2 棟ずつの脇殿に囲まれた内庭を備える構造は、平城宮の朝堂院を彷彿とさせる。大宰府政庁跡では築地で囲まれた後殿地区の東北隅部に掘られた 8 世紀前半から中頃の土壙SK514 から 887 点の木簡が出土した。木簡の内容は、大宰師の俸禄や布の交易、下級管人やその労役の管理、大宰府が兼帯した筑前国の国務、軍団に関係するものなど多岐にわたる。このため後殿地区には、大宰府の総務的な管司として、政所が存在したと考えられている。

大宰府政庁跡A地区 北面築地 SA505 北側溝状遺構

- ◎大宰府木簡 010 (大宰府政庁跡 1)
- 「府国司」

•「遭喪解文」 89×32×6 7061

大宰府政庁跡 B 地区 北面築地 SA505 基壇下

- ◎大宰府木簡 011 (大宰府政庁跡 2)
- •「十月廿日竺志前贄駅 □ □ 留鯖四列都備五十具」
- ・「須志毛^{+古}割軍布^{-古}」 311×28×3 6019

大宰府政庁跡 D地区 土壙 SK514

◎大宰府木簡 013 (大宰府政庁跡 4)

〔衣ヵ〕〔斤ヵ〕

- ・「<帥郷御料□□卅三□」
- •「<使部清人 |

 $173 \times 16 \times 2 \quad 6032$

◎大宰府木簡 014 (大宰府政庁跡 5)

〔筑ヵ〕〔国ヵ〕

「<□前□

 $(122) \cdot 26 \cdot 3 \quad 6039$

- ◎大宰府木簡 015 (大宰府政庁跡 6)
- ・口仕丁益人」
- □人

 $(93) \times 33 \times 4 \quad 6019$

◎大宰府木簡 016 (大宰府政庁跡 7)

[時ヵ]〔策ヵ〕〔巻ヵ〕

特進鄭国公魏徴□務□壱□ □×

 $(190) \times (22) \quad 6091$

◎大宰府木簡017 (大宰府政庁跡8)

〔勝ヵ〕

×鄭国公務務□勝□×

□ 巍□

 $(170) \times (49)$ 6091

◎大宰府木簡 023 (大宰府政庁跡 14)

□非可以一理推

 $(89) \times (14) \quad 6091$

◎大宰府木簡 028(大宰府政庁跡 19)

賊性与蛇× $(74) \times (19) \quad 6091$

文厅跡 31)			
		(94) ×17×	3 6081
と 中中 20)		(34) /(11/(6	0001
()丁哟 32)			
		$(99) \times (16)$	6091
文庁跡 44)			
「事ヵ〕	4 — 4	11 15 / P _	
	••••]
•••••	<u>有</u> <u>身定</u>		
	〔道ヵ〕	_	
□道道□	□道 □道道	澤澤守十一月廿	七日=
		道 〔符ヵ〕	
身身身身			-月守=
字は、上下を逆に記す	<u> </u>		
\times (12) \times 1 + (84) \times	$(20) \times 2 + (45) \times 38 \times 3$	$(2+(95)\times28\times2$	6081
文庁跡 45)			
		$(105) \times (22)$	6091
文庁跡 58)			
		$(84) \times 8 \times 2$	6091
文庁跡 62)			
		$(229) \times 36 \times 4$	6081
	文庁跡 32) 文庁跡 44) 「事ヵ〕 □□□□□□□□□□□□□□□ <u>道道</u> □ <u>学身</u> <u>身身身</u> 字は、上下を逆に記す	次庁跡 32) 次庁跡 44)	(94) ×17×: 対庁跡 32) (99) × (16) 対庁跡 44) 「事ヵ〕 「事ヵ〕 「事ヵ〕 「事ヵ〕 「事ヵ〕 「事ヵ」 「事ヵ」 「事ヵ」 「事ヵ」 「事ヵ」 「事ヵ」 「事ヵ」 「事ヵ」

2) 出土文字資料からみた不丁地区所在の官司

- ・SD2340 出土の付札は、北側と南側でまとまって出土しており、南側がやや筑前国の付札に偏る傾向があるものの、両者の内容には共通性がある。これらは同じ官司から、若干、時期を異にして投棄されたものとみられる。8世紀前半のII a 期の不丁地区における建物が、中央の区画に営まれており、木簡の出土地点がその北東と南東に位置することから、付札を廃棄した主体は、中央の建物群に所在し、木簡を建物のすぐ東側の SD2340 に捨てず、やや離れた SD2340 の北側と南側の端近の地点に投棄したと考えるのが合理的である。
- ◎以上より、8世紀前半の不丁地区の中央区画の建物群に、「政所」などの事務的官司と「匠司」などの工房的官司が並存していたことが推定できた。さらに、8世紀中頃以降は、事務的官司の存在をうかがわせる資料がみえなくなるが、その役割は、8世紀中頃に大量の木簡を廃棄していることから、総務的官司の機能を持つことが推定されている、政庁後殿地区のSB500にあった官司に移った可能性もあるだろうか。いっぽう、「細工所」銘刻

書土器などからも知られるように、工房的官司はその後も不丁地区に存在し続け、さら に天平宝字元年(749)の筑前国司の廃止にともなって、大野城の所管が大宰府に移った ことにより、不丁地区に大野城を管理する官司が置かれた可能性があると考えられる。 大宰府管轄下にあった所・司と呼ばれる官司については、早く竹内理三氏が研究し、文 献史料から学校院以下19の役所があり、その中でも政所が中央の太政官庁的な役割を担 ったことを指摘した。

近年、松川博一氏は、『続日本紀』天平 17 年(745) 8 月己丑条に印十二面を支給された 大宰府管内諸司を、大宰府被管諸司とみて、大宰府被管の十二司の比定を試み、防人司・ しゅしんし しゅせんし たくみのつかさ じょうし をがっこう しゅちゅうし くらのつかさ ぜいし やくし はんし おんみょうし 主神司・主船司・ 匠 司 ・城 司・府学校・主 厨 司・蔵 司・税司・薬司・判司・陰 陽司、 もしくは荷衛が存在したと想定し、出土文字資料などにより、その大半が奈良時代まで 遡ることを確認した。そして、蔵司地区にあった蔵司が、不丁地区の手工業生産に関わ る工房群も管轄し、匠司は土木・建築工事、瓦などの建築部材の製造・調達、船舶の建 造、武器・武具の生産を管掌したとする。

所や司の成立に関連して、『類聚三代格』巻第7、天長2年(825)8月14日付太政管符が 注目される。九州地方の郡司子弟達は、書生となって大宰府に勤務し、膨大な実務を担 っていた。監や典などは早朝に衞(大宰府の政所)に就いて、午後にそれぞれが所管す る部署に分かれて行くが、監・典は大略を検ずるのみで、実務の詳細は書生でないとわ からない状況であった。不丁地区出土85-19号(7号)帳簿木簡に「遠賀郡子弟名」がみ えるので、郡司子弟が書生として大宰府に勤務していた実態は8世紀前半に遡る。

政庁後殿地区において、8世紀中頃以降に大量に木簡が廃棄されていることと、SB500に 所在した官司が「政所」を推測させる総務的官司であること、この天長 2 年官符の内容 をあわせて考えると、後殿地区の木簡群は、監や典が早朝に衙に就いて政務を行う際に、 政所がある SB500 で、書生達が、監や典に報告して決裁を仰ぐ案件を準備する過程で作 成されたものなのではないだろうか。この憶測が許されるならば、8世紀前半には、政庁 周辺の工房など実務的官司に分散付属していた人事や物品管理等の事務的機能が、8世紀 中頃に政庁に集約され、これによって、天長 2 年官符に記されたような大宰府の政務運 営の実態が成立して行ったと考えられる。

6. 観世音寺出土の木簡・墨書土器・刻書土器・漆紙文書

観世音寺小子坊 井戸 SE1800

◎大宰府木簡 279 (観世音寺 17)

糯米

◎大宰府木簡 280 (観世音寺 18)

〔郡ヵ〕

×□紫□廿根

 $(105) \cdot (15) \cdot 4 \quad 7081$

119 · 17 · 2 7033

学校院東辺部 南北溝 SD205

◎大宰府木簡〔太宰府市史 254〕(大宰府史跡 74 次 1)

 $\square \times$ ·延長五年_米■帳

×□ _米■帳 題箋部:30・30・4 全体:(98)・30・4 7061(題箋)

- ・観世音寺は、天智天皇が筑紫で亡くなった母斉明天皇の菩提を弔うために建立され、奈良時代には戒壇が置かれて大宰府管内の寺院や僧侶を統轄する役割を担った。境内からは寺名を略記した「観音寺」「観寺」「観」と書かれたもののほか、別称とされる「府大寺」を意味する「大寺」と記されたものも出土している。
- ・「造寺」は観世音寺の造営に関わる役所や工房で使用された土器と考えられる。『万葉集』によれば、奈良時代、沙弥満誓が造筑紫観世音寺別当になっている。したがって、大宰府にも平城京の造東大寺司や造薬師寺司のように、造観世音寺司もしくはそれに相当する役所が存在し、その後の修理なども担当したと想定される。
- ・観世音寺の寺域の北辺域では、東西棟の僧房の北側に小子房跡が所在したと推定されている。平安時代の井戸 SE1800 からは、荷札木簡「糯米」や、郡名不明ながら紫草の荷札木簡が出土した。この地区で 8 世紀後半の墨書土師器「山北」が出土し、筑後国生葉郡にあった観世音寺の封戸、山北郷と関連する。
- ・学校院東辺部の南北溝 SD205 は何度も改修され、11 世紀代の学校院とその東に隣接する 観世音寺との境界相論と関わる可能性がある。内容から木簡は観世音寺と親近性があり、 13 世紀頃の笹塔婆「南无(無)大般若心経」、倶舎宗に関わる木簡「倶舎」が出土した。 延長5年(905)米の帳簿の題箋軸も出土し、寺領と関係するものか。
- ・具注層とは、注をそなえた層という意味。観世音寺の東辺築地東側でみつかった土壌から出土した漆紙文書。漆紙文書とは、容器に入れた漆を乾燥や炭から守るために、漆の表面に不要な紙の文書を密着させて蓋紙としたために、紙が土の中に埋まった後も、漆の保護作用によって腐らずに発掘されるものである。漆紙文書は漆が付いて黒くなっており、肉眼では文字を読むことができないので、赤外線カメラを利用して解読する。その結果、17行389文字を判読することができ、内容から具注暦であると判断した。
- ・暦の年は、第 11 行目に七日が $\overset{^{\lambda+\eta_0}}{\cancel{\xi}}$ 酉の日で、かつ二十四節気の雨水とある。この組み合わせに合致する年は、宝亀 11 年(780)正月のみである。
- ・律令制国家は毎年、頒布用の具注暦(協権)を作成し、中央と地方の役所に配布して、 納税の期日などを管理し、民衆を支配した。九州における現存最古の暦であり、大宰府 管内(九州)でも暦による支配が行われていたことを裏付ける。

むすび

- ・古代、大宰府が九州全域を統治しており、大宰府でみつかる木簡は、九州各地からもたらされた荷札、大宰府の日常政務に関する木簡も多く、その政務運営の実態に迫ることができる。
- ・ 墨書土器・刻書土器は、大宰府の部内官司の比定や、大宰府管内の国司や郡司との関係、 税制など地域支配の解明にも資すると考えられる。
- ・既存の史料から知られている事実をあわせて考えることによって、さらに、大宰府の九 州統治の実態について究明し、なぜ、古代において西海道のみ、大宰府という特別な役 所が置かれたのか、その歴史的背景に迫りたい。

【参考文献】

井上光貞監訳『日本書紀Ⅰ・Ⅲ・Ⅲ』中公クラシックス、2003 年 宇治谷孟訳『続日本紀(上・中・下)全現代語訳』講談社学術文庫、1992・1995 年 大庭脩『木簡学入門』講談社学術文庫 649、1984 年 狩野久編『日本の美術No.160 木簡』至文堂、1979 年

韓国国立昌原文化財研究所編『韓国の古代木簡』2004年

韓国国立加耶文化財研究所編『韓国의古代木簡Ⅱ』2017年

岸俊男編『日本の古代 第14巻 ことばと文字』中央公論社、1988年

九州歴史資料館編『大宰府史跡出土木簡概報 (一)・(二)』1976・1985 年

九州歷史資料館編『大宰府政庁跡』2002年

九州歴史資料館編『観世音寺』2007年

九州歴史資料館編『大宰府政庁周辺官衙跡Ⅲ・Ⅳ・V—不丁地区 遺構編、遺物編 1・2 — 』2012・2013・2014 年

酒井芳司編『科学研究費報告書 木簡による大宰府の西海道統治の実態に関する研究』 九州歴史資料館、2018 年

倉住靖彦『古代の大宰府』吉川弘文館、1985年

太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 古代資料編』太宰府市、2003年

太宰府市史編集委員会編『太宰府市史 通史編 I 』太宰府市、2005年

東野治之『木簡が語る日本の古代』岩波新書(黄版 231)、1983 年

早川庄八『天皇と古代国家』講談社学術文庫、2000年

平川南ほか編『文字と古代日本1~5』吉川弘文館、2005-2006年

平川南「百済の都出土の『連公』木簡」(『国立歴史民俗博物館研究報告』153、2009年)

平野邦雄・鈴木靖民編『木簡が語る古代史 上・下』吉川弘文館、1996・2000 年

松川博一「大宰府軍制の特質と展開―大宰府常備軍を中心に―」(『九州歴史資料館研究 論集』37、2012 年)

松川博一「大宰府官司制論―被管官司の検討を中心に―」(大宰府史跡発掘五〇周年記念 論文集刊行会編『大宰府の研究』高志書院、2018 年)

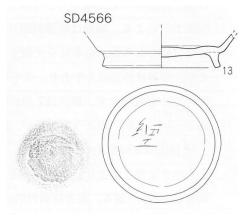
木簡学会編『木簡から古代が見える』岩波新書、2010年

山中章「考古資料としての古代木簡」(『木簡研究』14、1992年)

渡辺晃宏「木簡・墨書土器・漆紙文書」(奈良文化財研究所埋蔵文化財センター編『平成 13 年度埋蔵文化財発掘技術者専門研修 官衙遺跡調査課程資料』2001 年)



墨書土器「政所」「匠司」「主典」



針書土器「細工」

大宰府政庁周辺官衙跡不丁地区出土 奈良時代・8世紀 九州歴史資料館所蔵 -11-

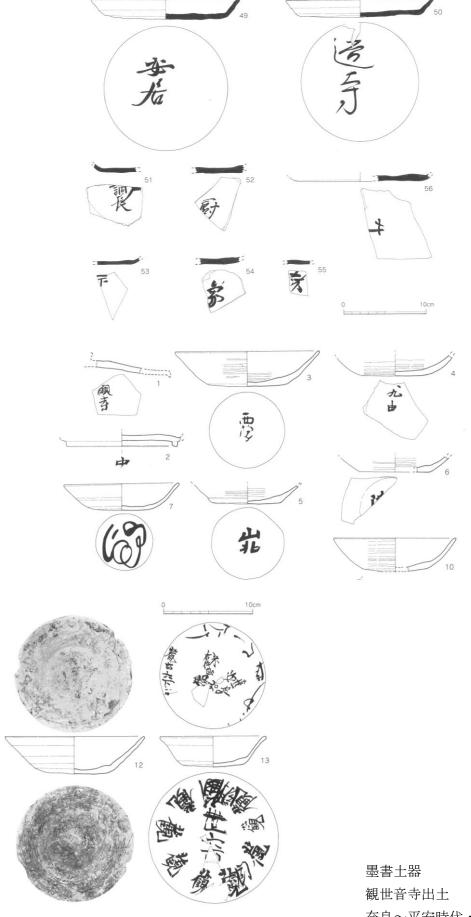
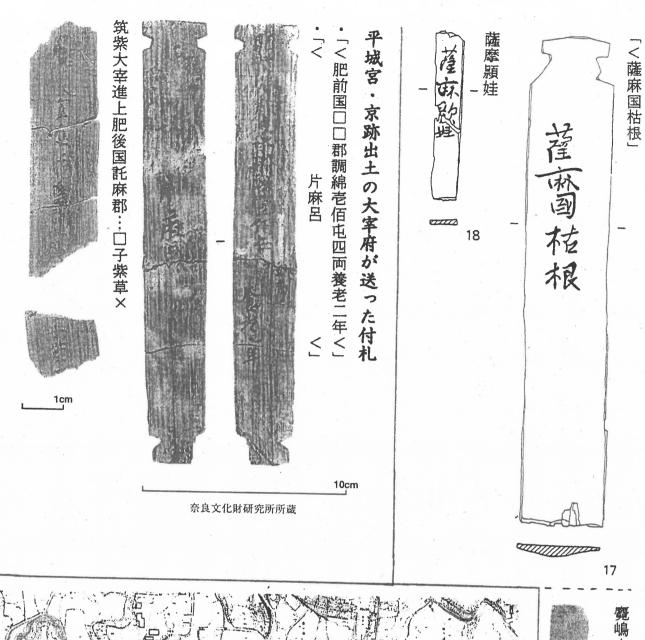
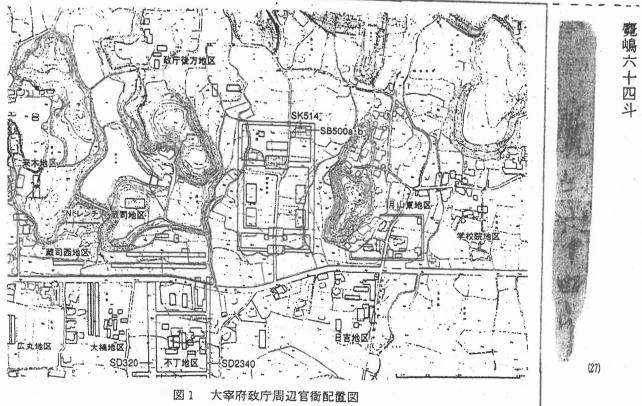


Fig.258 墨書土器実測図 (5) (1/3)

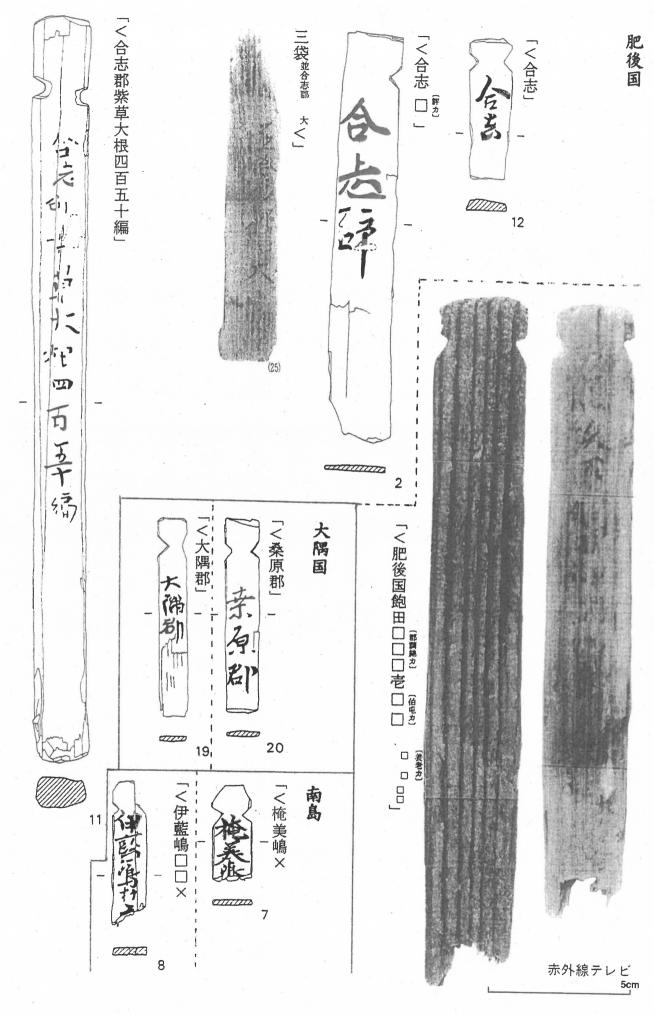
墨書土器 観世音寺出土 奈良~平安時代・8~9 世紀 九州歴史資料館所蔵

大宰府史跡木簡出土主要遺構図

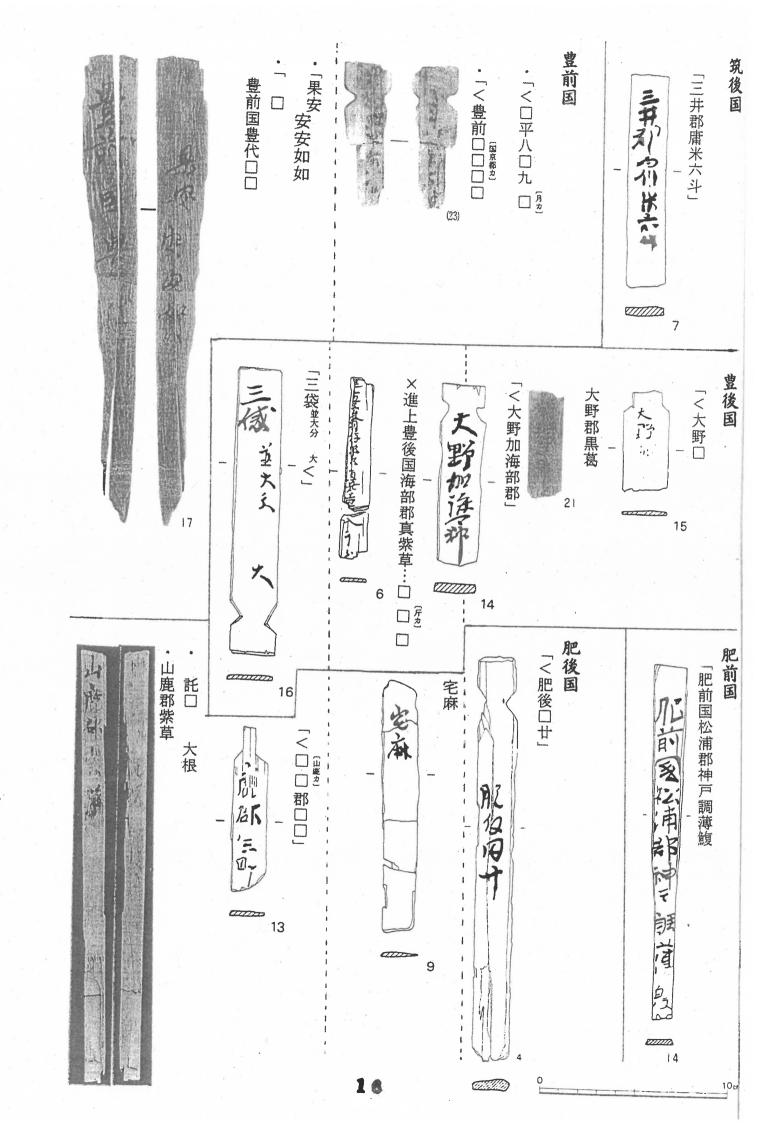




九州歷史資料館「大宰府政庁跡」Fig. 5を改变。



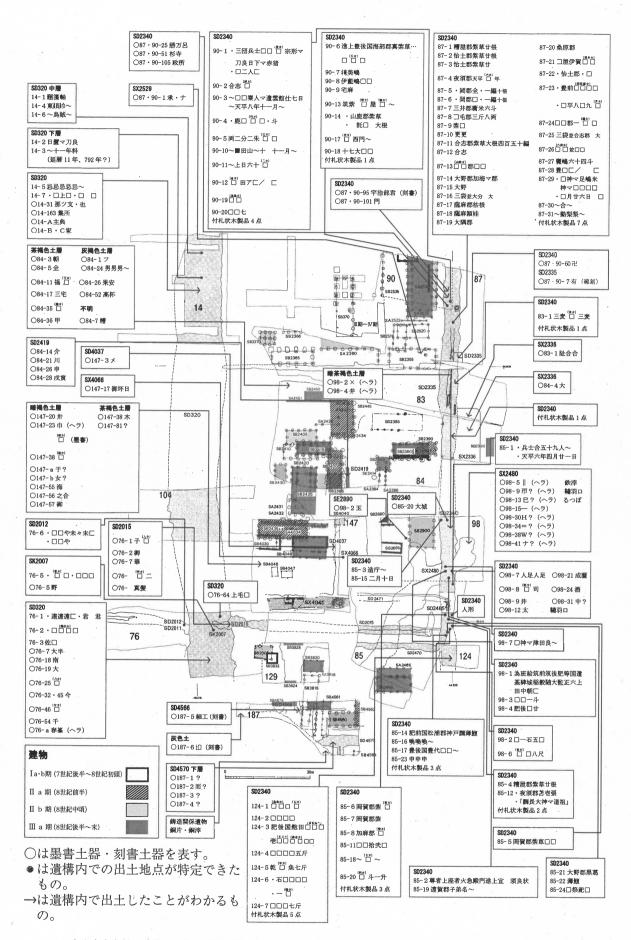
10cm



「V加麻郡紫 [禁z] *** (禁z) *** (禁z) *** (禁z) *** (禁z) *** (***)	「V岡賀郡紫草□□」「V岡賀郡紫草□□」	(/ 糟屋郡紫草廿根」
「V旧都全」「V怡土郡紫草サ根」「V怡土郡紫草サ根」	·「V 編+#」 ·「V 編+#」 ·「V 1 1 1 1 1 1 1 1 1	· 筑紫 □屋□ □□□□ ×屋郡伊賀□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
上郡紫草廿× 3 2 10cm	(22)×「V夜須郡恭」 (六九) (六九) (六九) (六九) (六九) (六九) (六九) (六九)	13・「く『調長大神マ道祖』」

1 7

12



※出土文字資料の番号は、年次概報段階による。

図1 不丁地区出土文字資料と分布図

可視光写真と赤外線写真(巻頭図版6),実測図(Fig.253)を掲げる。漆紙文書は、全体で大きく4つの破片から成り、形態と内容から接続関係を復元できる。これによると、全体の形状は半円形となる。半円の直線部分に沿った方向の長さは、現存部分で最大301mmであり、これと直交する方向の長さは、現存部分で最大150mmである。

漆紙文書は、漆付着面を内側にして二つ折りにした状態になっており、本来は円形であったと考えられる。直径を推定復元すると約310mm前後である。現状では、半円をさらに二つ折りした線に沿って分断されているので、二つ折りをさらに四つ折りにして廃棄したのであろう。現状で4つの破片が張り付いていないのは、現在、表に出ている面(この面をオモテ面と呼ぶ)が漆付着面ではなかったことによるものと考えられる。

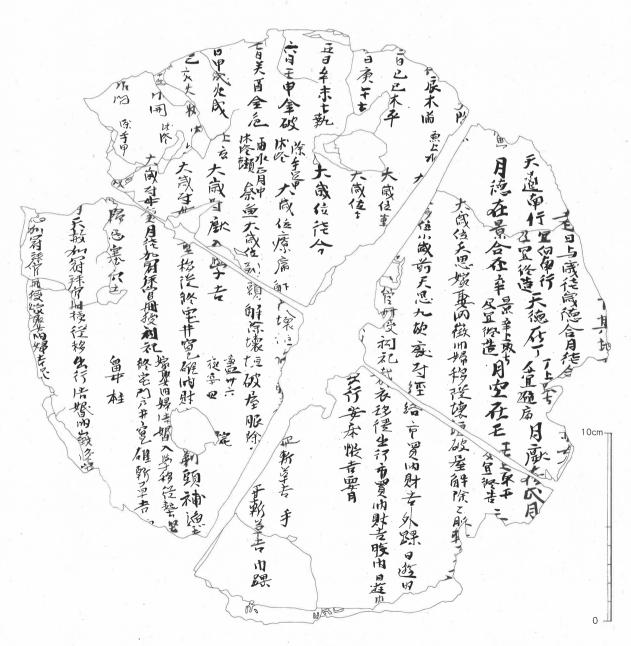


Fig.253 漆紙文書実測図 (1/2)

T		層 :
	宝亀十一年具注暦日 庚甲歳 凡三百五十四日 時	河洋南
	歳後在西宮庚 鏡砌在園 線破在園	шқ (
	« 1 mm a m	
	歳殺在未 黄幡在辰 豹尾在戌 鳴 の	
1	右件大歲已下其地不可穿鑿動治因有頹壞事須修賞·	
	者日与歲德歲德合月德合天恩天敢母自并者修賞無妨	
	正月八 東 天 道南行 京 京 京 京 京 京 大 所 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	
	国月徳在景合在李 ^{亥(1)} 第 月空在壬 ^{亥(1)} 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1 第 1	
	一日丁卯火除 大歲位天恩嫁娶納徵納婦移徙壞垣破屋解除々服斬草×	
	二日戊辰木満 _{魚上水} 大歲位小歲前天恩九坎厭対経絡市買納財吉外踝日遊内×	
ŧ	三日己巳木平 大歲位重□拝官冊授祠祀裁衣移徙出行市買納財吉腹內日遊內×	
	四日庚午土定××大歳位復□× ×出行安床帳吉霽 2 3	5
	五日辛未土執××□大歳位徳合□× 1 mm 記	0
	六日壬申金破緣************************************	100
	七日癸酉金仓kmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmmm	
	凡日甲戌火成上支 大歲 科厭人学 吉	
	九日乙亥火収 ^{*/#} 大歲对母 <mark>直</mark> 重移徙修宅井竃碓納財× ×剃頭補漁吉×	
	十日景子 水開*xxx 大樣对母倉月德加冠拝官冊授嗣記嫁娶納婦結婚入学移徙起土堅×	
	十一日丁丑 水閉線表中××	
	十二日戊寅上建 × 対天赦加冠拝官冊授徙移出行結婚納徵修宅×	
	十三日己卯上除 天恩加冠拝官冊授嫁娶納帰結婚×	
Ĭ	十四日庚辰金満 大歳位歳徳天恩九坎厭対復裁衣市買納財吉 胃管	
	十蛋日辛巳金平 大歲位天恩月徳合重祠祀拝官裁衣市買納財堅柱上梁蓋屋修宅門戸井吉 偏身 [6	2
	★大日壬午木定除字是中大歳位天恩祠祀加冠出行堅柱上梁蓋屋修名門戸葬析草安朱帳解係々限吉 匈一麼	贬
	十七日癸未未執曹本蕭位天恩漁吉 気街	
*	十八日甲申水破**济 大蒜位後解除瘠瘠壤垣破屋吉 股内	E ,
	十九日乙酉水危 ^{沐浴} 大歲対小歲後歲徳合解除剃頭壊垣破屋吉 足	F F
	甘一日丁亥土仅*ke 大歲对小歲後母會無額重結婚毀欠冇買物好種等後進告 是小旨二十日丙戌土成 大歲对小歲後月德厭入学起土祠戸種蒔吉 踝	開放で馬回落の開
	廿一日丁亥土収*** 大歲対小歲後母倉無翹重結婚裁衣市買納財種蒔移徙吉 足小指	相 E
	廿二日戊子火収轟輪 靠大歲对母倉加冠祠祀移徙出行療病入学修宅井竃碓吉 日遊內 足踝胸目下——	
	甘三日己丑火開 _{除手甲} 大歲对月德合九坎塞穴吉 肝足 日遊内	
	中四日庚寅木閉 ^{餘是甲} 大歲対歲德県忌拝官結婚納婦出行吉 手陽明 III	II H
	甘六日壬辰水孫 大蒙前小蒙対祀 庭後娘衣冇買納材吉 嫡廿五日辛卯木建 大歲前小歲対厭対復 足陽明 禁:「日日月五八月 了高兴高企业品书官希政希政占介言 三、陽明	対所の日子子子
	甘六日王辰水除 大歲前小歲対祀戸経絡裁衣市買納財吉 胸	¥ ¥
	廿七日癸巳水満貞鳴大歲前小歲対重加冠拝官冊授謝土移徙修宅門戸裁衣市買納財吉 膝 日遊内 —	
	廿八日甲午金平 大歲前小歲对月德加冠拜官祠祀修宅安床帳吉 陰 日遊內	
	廿九日乙未金定 大歲前小歲対歲德合血忌復漁吉 滕脛 日遊内	
	一月大建,卯月徳在甲合在己gamesageageageageageageageageageageageageagea	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(後略) 一日丙申火除***大歲前小歲対解除元服藥斬草吉 足大指 日遊内	